

気になる相談(令和3年2月)

「相談にのるだけで報酬がもらえる」などとうたって高額なお金を請求するサイトに注意！

「相談にのるだけで報酬がもらえる」などとうたってサイトに誘導し、登録後、サービスの利用料金や手続き費用等として高額なお金を請求するサイトに関する相談が寄せられています。

【相談事例】

- インターネットにお金が儲かるというサイトがあったので無料会員登録したところ、「話を聞いてくれたら100万円あげる」というメールが届いた。その後、サイトの報酬担当の女性から「報酬を受け取るためには登録代が必要だ」と言われたので手続き費用を払い込んだが、連絡が途絶えた。
- 収入が減ったので、インターネットでメッセージのやり取りをして相談にのる在宅ワークができるサイトに登録した。すると、サイト運営事業者から、報酬を受け取るためには入会費を支払う必要があると言われたのでお金を支払ってしまった。

【注意点】

- 消費者はメッセージのやりとりをして悩みを聞くだけのサイトなどに気軽に登録していますが、意図せずサイトに誘導・登録させられています。
- サイトの利用を開始すると、様々な名目でサイトから次々請求を受けて高額な料金を支払っても、実際にはお金を受け取ることはできず、サイトへの支払いだけが続く状況となっています。

【対処法】

- インターネットで「副業」や「在宅ワーク」と検索して表示されるサイトの中には、“利益誘引型のサイト”が紛れている場合があるので注意しましょう。
- 不安なことがあったりトラブルに巻き込まれた場合は、一人で悩まず、最寄りの消費生活相談窓口に相談しましょう。
- 愛媛県消費生活センターでは消費生活に関する相談を受け付けております。
また、愛媛県内の全ての市町にも「消費生活相談窓口」が設置されています。

愛媛県消費生活センター TEL089-925-3700(相談専用)
又は
消費者ホットライン 188